

# 青森県報

第二百四十一号

令和二年  
十二月二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 公 告
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……三
- 右 ……同……………(三八地局) ……三
- 右 ……同……………(同) ……四
- 右 ……同……………(上北地局) ……四
- 令和二年十月三十日定例公告中……………(上北地局) ……四

### 告

### 示

### 青森県告示第八百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 かさい 弘前市大字高田 三丁目六の一二	福祉用具貸与	介護サービス活彩 モールつがる柏店 つがる市柏稲 盛幾世四一	令和 二〇二二	令和 二〇二四
株式会社 かさい 弘前市大字高田 三丁目六の一二	特定福祉用具販売	介護サービス活彩 モールつがる柏店 つがる市柏稲 盛幾世四一	〃	〃

### 青森県告示第八百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は 氏名 主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	年月日	年月日

株式会社 かさい	弘前市大字高田 三丁目六の一 二	特定介 護予介 福社用 具販売	介護予 防福祉 用具貸	介護サ ービス 活用 モール つがる 柏店	つがる市 柏稲一 盛幾世 四一	令和 二〇二 三	令和 二〇二 四
株式会社 かさい	弘前市大字高田 三丁目六の一 二	特定介 護予介 福社用 具販売	介護予 防福祉 用具貸	介護サ ービス 活用 モール つがる 柏店	つがる市 柏稲一 盛幾世 四一	〃	〃

青森県告示第八百五十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	メモリー グループ ネット株 式会社						

青森県告示第八百五十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
八戸市
- 二 測量の種類  
公共測量（一級水準測量）
- 三 測量の期間  
令和二年九月二十五日から令和三年三月三十一日まで
- 四 測量の地域  
八戸市

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積	所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
	三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の一	田	五、四四九
	三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の二	田	一、二〇五
	三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の三	田	一、四九七

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。  
 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	利用権の始期	存続 期間	借賃に 相当する 補償金の 額(円)
三戸郡三戸町大字貝守字北 沢八〇の一	令和三年四月	五年	五四、四九〇
三戸郡三戸町大字貝守字北 沢八〇の二	令和三年四月	五年	一一、〇五〇
三戸郡三戸町大字貝守字北 沢八〇の三	令和三年四月	五年	一四、九七〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十二月十六日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社タクミ工房
- 二 代表者の氏名 川村拓美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字久栗坂字山辺一二〇の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇四四一号
- 五 取消年月日 令和二年十月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年九月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社角重機工業
- 二 代表者の氏名 角武弘
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野四丁目二の一六の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第三〇〇四七六号
- 五 取消年月日 令和二年十月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年八月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社福澤建築工業
- 二 代表者の氏名 佐々木英雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字小久保尻二〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第一一二七二号
- 五 取消年月日 令和二年十月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

上北地域県民局

発行年月日 令和二〇二〇年 第二二七号	区分 公告	ページ 三	段 下	行 四	誤 建設業法第二十九条 第一項第四号	正 建設業法第二十九条 第一項第五号
---------------------------	----------	----------	--------	--------	--------------------------	--------------------------

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社野田頭工務店
- 二 代表者の氏名 野田頭義美
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字野田頭二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第五〇〇三八六号
- 五 取消年月日 令和二年十月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年八月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

正

誤

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円